

【令和3年分】【継続】 扶養親族等申告書作成と提出の手引き

作成と提出方法の流れ

＜①②の両方に該当する場合、提出は不要＞

- ① 控除対象となる配偶者または扶養親族がいない
- ② 本人が障害者または寡婦・ひとり親にも該当しない

▶ 申告書の内容をご確認ください。

- ㊦前年から「変更なし」の場合
⇒「ア(変更なし)」に○をしてください。
- ㊩前年から「変更あり」の場合
⇒「イ(変更あり)」に○をしてください。

- ㊦前年から「**変更なし**」で申告します。
→㊦受給者欄に本人の氏名を記入し、ご提出ください。
他の項目はご記入不要です。
- ㊩前年から「**変更あり**」で申告します。
→「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない
箇所も含め、該当項目をご確認ください。

▶ 提出年月日を記入

▶ 氏名欄を記入（押印は不要）

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください。
※代筆の場合は、申告書裏面㊫「摘要」欄に代筆した旨
と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	令和3年5月5日
A 受給者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX
生年月日	昭和25年11月30日

㊦「変更なし」の場合

㊩「変更あり」の場合

▶ 同封の返信用封筒※¹に申告書 を入れ、切手※²を貼って投函

▶ ㊦・㊩・㊫欄を訂正または追加

変更がある場合は二重線で抹消・訂正ください。訂正印は不要です（2～4ページを参照）。

記載事項が印刷されていない場合には、追加でご記入ください。

例は赤字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペン等でご記入ください。

＜訂正の例＞

	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄
フリガナ	ネンキン トキコ	3 子
氏名	年金 登美子	4 孫
続柄		6 父母祖父母
使用欄		7 兄弟姉妹
記入欄		8 その他
（マイナンバー）		9 親等

＜抹消の例＞

	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄
フリガナ	ネンキン トキコ	3 子
氏名	年金 登美子	4 孫
続柄		6 父母祖父母
使用欄		7 兄弟姉妹
記入欄		8 その他
（マイナンバー）		9 親等

▶ ㊫「摘要」欄を記入

4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒※¹に申告書を入れ、切手※²を貼って投函

お近くの年金事務所でも受け付けています（切手不要）。

※¹ 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。この「手引き」は提出不要です。

※² 法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。

『令和3年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表 面

令和3年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0 前年から「変更なし」で申告します。
→④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。
他の項目はご記入不要です。

1 前年から「変更あり」で申告します。
→「作成と提出の手引き」をご覧ください。変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

提出年月日 令和3年5月5日

提出期限 令和3年xx月xx日

QR

提出者欄に氏名を記入（押印は不要）

提出年月日を記入

受給者

フリガナ ネンキン タロウ

氏名 年金 太郎

電話番号 03-XXXX-XXXX

生年月日 昭和25年11月30日

本人障害 1. 普通障害 2. 特別障害

寡婦等 1. 寡婦 (子がいない女性の方) 2. ひとり親 (子がいる方)

本人所得 年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。

上記①～③は該当なしの場合は記入不要です

控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

5 配偶者の区分

6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要

7 同居・別居の区分

8 配偶者老人区分

9 配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。
1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方
2. 65歳未満の場合、年金額が188万円以下の方

上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。（収入がない方はゼロを記入）

配偶者の収入が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当

扶養親族（3人目以降は裏面にご記入ください）

10 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）※

11 障害 該当なしの場合は記入不要

12 同居・別居の区分

13 年間所得の見積額

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名 年金 一郎

生年月日 昭和25年11月30日

障害 1. 普通障害 2. 特別障害

同居・別居の区分 1. 同居 2. 別居

年間所得の見積額 48万円以下

フリガナ ネンキン ユウコ

氏名 年金 友子

生年月日 昭和25年11月30日

障害 1. 普通障害 2. 特別障害

同居・別居の区分 1. 同居 2. 別居

年間所得の見積額 48万円以下

変更なしの場合
アに○をしてください

変更ありの場合
イに○をしてください

提出年月日を記入

受給者欄に氏名を
記入（押印は不要）

（変更ありの場合）

④欄から⑩欄の変更事項
を訂正、追加でご記入く
ださい。

①～⑬、裏面の⑭につい
ては、3ページ、4ページ
を参照。

（寡婦等欄の記入）

税制改正により前年から
要件が変更になっていま
す。詳しくは5ページを
ご覧ください。

申告書の裏面へ

個人番号（マイナンバー）欄の説明

「収録済」と印刷している場合

⇒記入は不要です。

※前回提出してからマイナンバーの変更がある場
合は、④「変更あり」に○をしてください。
さらに、申告書裏面⑭「摘要」欄に該当者の
氏名と変更後のマイナンバーをご記入くだ
さい。

「未収録」と印刷している場合

⇒④「変更あり」に○をして、扶養親族のマイナンバーを
ご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

※記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書
を受理しないことはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申
告書裏面⑭「摘要」欄に、該当者の氏名および、お持ちでない旨と
その理由をご記入ください。

【記入項目の説明】

0 令和2年分から扶養状況に変更がありましたか？

前年の申告内容（氏名、生年月日、障害の有無等）を印刷しています。**変更があるか**ご確認ください。

●前年から変更「なし」の場合

Aに○をし、①欄にご本人の氏名を記入のうえご提出ください。**それ以外の記入は不要**です。

●前年から変更「あり」の場合

Iに○をし、①欄にご本人の氏名を記入のうえ、申告書をご記入ください。
内容を変更する場合は、1ページの「④⑤⑥欄を訂正または追加」をご覧ください。

A 受給者欄

1 本人障害【4ページを参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、申告書裏面⑭「摘要」欄に受給者の氏名、**身体障害者手帳等の種類**（名称は正確に記入）と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。

障害を示す書類は不要です。

2 寡婦等【5ページを参照】

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。

税制改正に伴い、前年から要件が変更になっています。詳しくは5ページをご覧ください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

B 控除対象となる配偶者欄

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分【6ページを参照しご計算ください】

配偶者の収入が年金のみで、記載している年金額以下の場合は、上段に○をしてください。

それ以外の場合は、年間所得見積額を下段に必ずご記入ください（金額がマイナスの場合はゼロと記入）。

※前年配偶者の年間所得見積額が48万円以下で申告していた場合、一律、上段に○を印刷しています。
前年より配偶者の収入が増加した場合は、○を抹消し、改めて所得見積額を下段にご記入ください。

6 配偶者障害【4ページを参照】

記入方法は **1** をご覧ください。

配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が48万円を超える場合は**、障害者控除の対象外です。

7 同居・別居の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。なお、別居している方が国外にお住まいの場合は、4ページ2.「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合」をご覧ください。

前年の申告が非居住者である場合、「非居住者」と印刷しています。

8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2. 老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和27年1月1日以前に生まれた方）を「2. 老人」と省略して記載しています。

C 扶養親族欄

9 控除対象扶養親族または扶養親族

控除対象扶養親族（※1）および 扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上・平成18年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満・扶養親族のうち、平成18年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人の種別【5ページを参照】

該当項目に○をしてください。

※特定扶養親族を「1. 特定」、老人扶養親族を「2. 老人」と省略して記載しています。

11 12 障害、同居・別居の区分

1 7 をご覧ください。

13 年間所得の見積額【6ページを参照しご計算ください】

扶養親族の令和3年の年間所得見積額が48万円以下か、48万円を超えるか、いずれかに○をしてください。

48万円を超える場合は控除の対象外です。

D 摘要欄

14 「摘要」欄

4ページをご覧ください。

個人番号（マイナンバー）欄の説明は2ページをご覧ください

裏面

C 扶養親族（続き）

控除対象扶養親族（16歳以上）
または扶養親族（16歳未満）※

氏名	続柄	生年月日	障害 該当なしの場合 は記入不要	同居・ 別居の 区分	年間所得 の見積額
氏名	ネンキン	ハナヨ	10 特定・老人の種類 1 特定 2 老人 35 1 9	1 同居	48万円以下
氏名	年金	華代	1 特定 2 老人 35 1 9	1 同居	48万円以下

11 障害
1 普通障害者
2 特別障害者

12 同居・別居の区分
1 同居
2 別居

13 年間所得の見積額
48万円以下
48万円超
48万円以下

D 摘要欄

14 摘要

年金 一部 身体障害者手帳（4級 平成25年9月1日交付）

年金 一部 住所 東京都 ○○市△△町X丁目○番地

年金 一部 変更後マイナンバー 333333333333

年金 華代 非居住者 住所 アメリカ合衆国

3人目以降の扶養親族は裏面の内容をご確認のうえ、訂正、追加でご記入ください

1. 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	身体障害者手帳等の名称、等級、交付日 ※①・⑥・⑪の障害の区分に訂正、あるいは新たに○をした方が対象
2. 国内に別居している扶養親族がいる	別居の方の氏名と住所 ※⑦または⑫で新たに別居に○をした方、または住所変更のあった方が対象
3. 配偶者・扶養親族のマイナンバー変更	該当する方の氏名と変更後のマイナンバー
4. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる	同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。また、その生計内の複数の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けることもできます。 ○扶養親族の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所 ○上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所

2. 国外にお住まいの扶養親族等がある場合

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。また、親族関係書類（※2）を申告書と同封してご提出ください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りま。）

用語の説明

1. 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。

代表的な例は次のとおりです。その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。か、年金事務所または税務署にご確認ください。

障害の内容	1. 普通障害者	2. 特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

2. 「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分 控除額(年額)
500万円以下 (※1)	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦 (27万円)
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)

- ※1：500万円を超える所得がある方は対象になりません。
- ※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限りです。
- ※3：住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

＜前年の申告で、「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」に○をされていた方の「寡婦等」欄の記入方法＞

税制改正により前年から要件が変更されたため、前年の申告内容に沿って、「1. 寡婦」または「2. ひとり親」のどちらかに○をしています。上記2.の要件を確認いただき、以下に沿って、記入や訂正をお願いします。

▶○をされた区分に該当している場合

- 申告書の変更申告欄の「ア(変更なし)」に○をしてください。
- ※寡婦等欄以外の項目で変更がある場合は、「イ(変更あり)」に○をすることとなりますので、ご注意ください。

記入例

0

☒ア

前年から「**変更なし**」で申告します。
→④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。
他の項目はご記入不要です。

☐イ

前年から「**変更あり**」で申告します。
→「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

▶○をされた区分に該当しない場合

- ・申告書の寡婦等欄の○をされた区分を二重線で抹消します。
※○をされていない方の区分に該当している場合には、そちらの区分に○をします。
- ・申告書の変更申告欄の「イ(変更あり)」に○をします。

記入例

2

寡婦等

500万円以下
(年間所得見込額)

1 寡婦

子(※2)がいない女性の方

2 ひとり親

子(※2)がいる方

0

☒ア

前年から「**変更なし**」で申告します。
→④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。
他の項目はご記入不要です。

☐イ

前年から「**変更あり**」で申告します。
→「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

3. 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

- 「特定扶養親族」とは、平成11年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、昭和27年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「本人所得」および「配偶者の区分」

＜配偶者控除等(源泉徴収時)の要件＞

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 ※1	
	900万円超	障害者控除 ※2	控除対象外 ※3	

- ※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
- ※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。
- ※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。
- 詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。
控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額をご計算ください。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。
障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。
公的年金等控除額は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 （昭和32年1月1日以前生まれ）	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 （昭和32年1月2日以後生まれ）	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合
145万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合
50万円（受け取る年金額）－60万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）
＊マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。
公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。
詳しくは『日本年金機構ホームページ』または『国税庁ホームページ』をご覧ください。また、年金事務所または税務署にご確認ください。

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額（Ｂ）」－「給与所得控除額」－「所得金額調整控除額」＝「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（Ｂ）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	（Ｂ）×40％－10万円
180万円超360万円以下	（Ｂ）×30％＋8万円
360万円超660万円以下	（Ｂ）×20％＋44万円
660万円超850万円以下	（Ｂ）×10％＋110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－55万円（給与所得控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝年金所得額（※）＋給与所得控除後の給与等の額（※）－10万円
（※）10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）
および給与収入額が200万円の場合

給与所得控除額：200万円（給与の収入金額）×30％＋8万円＝68万円
所得金額調整控除額：10万円（年金所得の上限額）＋10万円（給与所得の上限額）
－10万円＝10万円
給与所得額：200万円（給与の収入金額）－68万円（給与所得控除額）
－10万円（所得金額調整控除額）＝122万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額＝（給与の収入金額（※）－850万円）×10％
※1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額：195万円
所得金額調整控除：（1,000万円（給与の収入の上限額）－850万円）×10％＝15万円
1,200万円（給与の収入金額）－195万円（給与所得控除額）
－15万円（所得金額調整控除額）＝990万円（年間所得の見積額）

3. 収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額(※)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
退職所得	●特定役員退職手当以外の場合：（収入金額－退職所得控除額）×1/2 ●特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得 （公的年金等以外）	総収入金額－必要経費

※所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。
詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

ご提出にあたりご不明な点は、
『扶養親族等申告書相談チャット』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！

1. 一般的・定型的なご照会

『扶養親族等申告書相談チャット』

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする**相談チャットを開設しています**。24時間いつでも対応していますので、上記の二次元コードよりぜひご利用ください。
日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

2. 個人的・具体的にご照会

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』  **0570-081-240**（ナビダイヤル）

※お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。
※050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）**03**－6837－9932
市外局番を省略する等、電話番号間違いが発生しています。先頭の「03」を省略しないようご注意ください。
受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで）
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。